

令和 6 年 3 月 27 日 開 会
令和 6 年 3 月 27 日 閉 会

令和 6 年第 3 回 鮫川村 議会 会議録

東 白 川 郡 鮫 川 村 議 会

令和6年第3回鮫川村議会臨時会会議録目次

第1号（3月27日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議事日程の報告	3
諸般の報告	3
村長挨拶	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案第35号～議案第40号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	4
議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
閉会の宣告	10
署名議員	11

第 3 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

令和6年第3回鮫川村議会臨時会

議 事 日 程（第1号）

令和6年3月27日（水曜日）午後3時開会

日程第 1 村長挨拶

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 議案第35号 鮫川村税条例の一部を改正する条例

提案理由の説明・質疑・討論・採決

日程第 5 議案第36号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由の説明・質疑・討論・採決

日程第 6 議案第37号 鮫川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

提案理由の説明・質疑・討論・採決

日程第 7 議案第38号 鮫川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

提案理由の説明・質疑・討論・採決

日程第 8 議案第39号 鮫川村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

提案理由の説明・質疑・討論・採決

日程第 9 議案第40号 鮫川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

提案理由の説明・質疑・討論・採決

日程第10 議案第41号 令和5年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

提案理由の説明・質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（９名）

1 番	窪 木 浩 一 君	2 番	本 郷 弘 義 君
3 番	青 戸 義 之 君	5 番	森 田 重 男 君
6 番	森 隆 之 君	7 番	遠 藤 貴 人 君
8 番	北 條 利 雄 君	9 番	緑 川 茂 君
10 番	前 田 武 久 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	宗 田 雅 之 君	副 村 長	鈴 木 大 介 君
教 育 長	藤 田 充 君	総 務 課 長	渡 邊 敬 君
住 民 福 祉 課 長	鈴 木 隆 寛 君	農 林 商 工 課 長	舟 木 正 博 君
地 域 整 備 課 長	齋 藤 利 己 君	教 育 課 長	星 徹 君
村 づ く り 推 進 課 長	矢 吹 かおり 君		

職務のため出席した者の職氏名

議 事 局 長	古 舘 甚 子	書 記	我 妻 正 紀
---------	---------	-----	---------

◎開会の宣告

○議長（前田武久君） ただいまの出席議員は9人です。

定足数に達していますので、ただいまから令和6年第3回鮫川村議会臨時会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午後 3時00分）

◎開議の宣告

○議長（前田武久君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（前田武久君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田武久君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

議案第35号から議案第41号までの議案が村長より提出され、議長において受理しました。

本議会に、村長、教育委員会教育長に出席を求めました。

出張関係であります。

お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

以上であります。

○議長（前田武久君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（前田武久君） 日程第1、村長から挨拶の申出がありましたので、これを許します。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 皆さん、こんにちは。

議員の皆さんには、年度末の大変忙しい中、第3回鮫川村議会臨時会にご出席をいただきましてありがとうございます。

今の時期は寒暖の差が激しく、本日のように、今朝あんなに寒かったのに、日中はこのように暖かくなる、本当に体の健康を維持していく上で大変な時期でありますので、議員の皆さんにも、そして皆さんにも健康管理には十分注意していただければと思います。

さて、本臨時会に提案させていただきました条例の改正6件、補正予算1件につきまして、議員皆さんの慎重審議をお願いいたしまして、挨拶とします。

○議長（前田武久君） これで村長の挨拶が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田武久君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

6番 森 隆之君 及び

7番 遠藤 貴人君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（前田武久君） 日程第3、会期の決定の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎議案第35号～議案第40号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第4、議案第35号 鮫川村税条例の一部を改正する条例から日程第9、議案第40号 鮫川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までの6議案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第35号から議案第40号までの6議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

初めに、議案第35号 鮫川村税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の改正により、令和6年度及び令和7年度分の個人住民税の特別税額控除による規定を新設するとともに、文言等を修正するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案書の10ページをご覧ください。

議案第36号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部改正により、国民健康保険税のうち後期高齢者支援金等に係る賦課限度額を24万円に引き上げるとともに、5割及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得についても引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案書の11ページをご覧ください。

議案第37号 鮫川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、介護報酬に係る改定が行われることに併せて関係省令が改正されたことを受けて、介護保険法の規定により委任を受けて定めている本条例を改正しようとするものであります。

次に、議案書の19ページをご覧ください。

議案第38号 鮫川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、介護報酬に係る改定が行われることに併せて関係省令が改正されたことを受けて、介護保険法の規定により委任を受けて定めている本条例を改正しようとするものであります。

次に、議案書の23ページをご覧ください。

議案第39号 鮫川村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、介護報酬に係る改定が行われることに併せて関係省令が改正されたことを受けて、介護保険法の規定により委任を受けて定めている本条例を改正しようとするものであります。

次に、議案書の26ページをご覧ください。

議案第40号 鯨川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、介護報酬に係る改定が行われることに併せて関係省令が改正されたことを受けて、介護保険法の規定により委任を受けて定めている本条例を改正しようとするものであります。

以上で議案第35号から議案第40号の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（前田武久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 議案第36号の鯨川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。今回提案されたのは、賦課限度額の一部、2万円を引き上げたのですが、それで、国民健康保険の限度額の場合は医療給付、それから後期支援分、それから介護納付金支給分の限度額があるわけですね。そのうちの今回は、後期支援分を22万から24万に引き上げると、限度額を、ということになっているんですが、なぜ後期支援分だけ、この3つあるうちの限度額、後期支援分を引き上げたのか、理由が分かれば教えていただきたいのですが。当然、国の社会保障審議会とか医療保険部会で審議されたのですが、もし分かれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 担当課長に説明いたさせます。

○議長（前田武久君） 総務課長、渡邊君。

○総務課長（渡邊 敬君） 私のほうから答弁を申し上げますけれども、これは実は、実はと
いいですか、令和5年12月の閣議の決定でありますので、令和6年度税制大綱の改正によっ
て、今回、申されました部分だけの改定になっているということでしたので、その中につい
ては承知していたところでございました。

以上であります。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 限度額で、国と決めたことではあるんだけど、何でこの3つの限

度額の部分に後期支援分だけ2万引き上げたという話なんだけれども、国が決めたこと、それに倣って村も国民保険税の賦課限度額を変えろということなんで、ここで言ってもどうしようもないと思うんだけど、ただ理由をきちんと、裏は押さえておいて、なぜこの部分だけが引上げになったのかというのは、やはりきちんと押さえておく必要が私はあるのではないかと思いますので。後で結構ですので、なぜこれだけなんだという話、ちょっと理由が分からないんですね、何でこの後期医療分だけ限度額が引上げなんだと、3つあるうちのひとつですから、それを調べて、私だけにでも結構ですので、なぜこの後期支援分だけ限度額が引上げなのかなとちょっと疑問に思ったものですから、大きな理由があれば、後で結構ですので教えていただきたい。

○議長（前田武久君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号 鯨川村税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第36号 鯨川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第37号 鯨川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第38号 鮫川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第39号 鮫川村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第40号 鮫川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第10、議案第41号 令和5年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第41号 令和5年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補

正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算の事業費内訳等につきましては、議案書及び特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

それでは、議案書の29ページ、事項別明細書1ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額3,865万6,000円に対し、今回291万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を4,157万1,000円とするものであります。

以下、事項別明細書でご説明いたします。

2ページをご覧ください。

初めに、歳入であります。

1款1項1目後期高齢者医療保険料291万5,000円を増額は、前年度分普通徴収保険料が当初の見込額よりも増額となったため補正するものであります。

歳出、2款1項1目後期高齢者医療広域連合交付金、18節負担金、補助及び交付金に同じく291万5,000円を増額補正し、後期高齢者医療広域連合に納付するものであります。

以上、議案第41号の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（前田武久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号 令和5年度鯉川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（前田武久君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第3回鮫川村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時22分）

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和6年3月27日

議 長 前 田 武 久

署 名 議 員 森 隆 之

署 名 議 員 遠 藤 貴 人